(一) 地方協議会対策(全国協議会)は党組織拡充方法の一として青年の組合婦人との連絡を急務と認め当該而して其の設置を容認し、これを第参回中央委員会に提出し其承認を得たるもの

(二) 党則第十五条第二項の一並に第十六条第二項の「中央執行委員会議長」とあるを「中央執行委員長」と改む
理由 名称を簡明にし、その示すところの職責を明確ならしむるため

(三) 第二十三条第一項を左の如く改む
支部は府県会議員選挙区毎に党員五十名以上を以て組織するを原則とす
理由 支部地域を局限して支部の新設結成を一層容易ならしむるため

(四) 党則第二十八条の「相互連絡のため」の七字を削除す
理由 支部聯合会を必らずしも単なる連絡機関たらしむるに止まらず必要に応じて支部聯合会の執行機関たらしむるため

(NO.2)

(五) 党則第三十九条別表第二項を左の如く改む
支部党員三百名迄は一名、三百名以上更に三百名を増す毎に一名、但し端数百五十名以上の場合は一名を加ふることを得
理由 従来の文言の意味曖昧の惧れあるを改めて明確に表現せんが為

第参号議案
内閣弾劾の件(本部提出)
一、資本家的予算の排撃
二、反動的労働政策の排撃
三、地主擁護的小作法制定の反対
四、欺瞞的地租委譲反対
五、対支反動外交の排撃
六、資本閥擁護の鉄道整理反対

第四号議案 [illegible]の件